

新しい住所の 表示について

住所変更の手引き



平成26年
11月22日
実施



帯 広 市

新しい住所の表示について

住所変更の手引き

目次

- 字名地番改正実施に伴う住所変更のお知らせ 1 ページ
 - ・住所を変更する区域 1 ページ
 - ・今回お届けしたもの 2 ページ
- 市役所で取り扱う公簿類 3 ページ
- 新しい住所の表し方 3 ページ
- 本籍について 3 ページ
- 字名改正証明書(住所および本籍)の取得について 4 ページ
- 乳幼児等医療・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方へ 4 ページ
- 顔写真付き住民基本台帳カードをお持ちの方へ 5 ページ
- 自動車運転免許証をお持ちの方へ 6 ページ
- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、
重度心身障害者医療費受給者証、
自立支援医療受給者証をお持ちの方へ 6 ページ
- 国民年金・厚生年金・特別障害給付金、
その他の公的年金を受給している方・被保険者の方へ 7 ページ
- 会社を経営している方、法人登記をしている方、
会社の役員になっている方へ 8 ページ
 - ・税に関する手続きについて 8 ページ
 - ・異動届出書 見本 9 ページ
- その他、住所の届出が必要な方へ 10 ページ
- Q & A: よくある質問 別紙

● 今回お届けしたものの

新しい住所の
表示について

字名地番改正の実施に伴い、住所変更の手続きを説明した冊子(現在ご覧になっているもの)です。

通 知 書

字名地番改正の実施により、あなたの新しい住所が記載されています。平成26年11月22日以降は、新しい住所をお使いください。

字 名 改 正 の
お知らせ用はがき

新しい住所を親せきや知人、その他関係機関にお知らせするはがきです。

住 居 番 号 板

分かりやすく目的地に行けるように、建物の入口、門柱など見やすい場所に取り付けていただきますようお願いいたします。

郵便局からの
お 知 ら せ

郵便番号変更のお知らせです。平成26年11月22日以降は、新しい郵便番号をお使いください。

登 記 手 続 き
に つ い て

法務局での登記手続きなどについてのご案内です。



市役所で取り扱う公簿類

これらの公簿類は、市役所で自動的に書き換えますので、**皆さんが手続きをする必要はありません。**

公簿名	訂正箇所	説明
住民基本台帳（住民票） 印鑑登録証明書 選挙人名簿 国民健康保険者台帳 国民年金被保険者名簿	住所欄	字名改正実施区域内に住 民登録をされている方は、 市役所で自動的に新しい 住所に書き換えます。
介護保険被保険者証等 国民健康保険被保険者証等 後期高齢者医療被保険者証等		新しい住所に書き換えた (介護保険課、国保課など で発行している) 各種証 を帯広市より郵送します。

新しい住所の表し方

例 いままで 帯広市 南町東 1 条 2 丁目 20 番地

これから 帯広市 西 15 条南 28 丁目 2 番地 1

本籍について

実施区域内に本籍のある方は、戸籍住民課から「お知らせ」が届きます。「お知らせ」には今までの本籍と実施後の新しい本籍が記載されています。

変更が必要な方は、「お知らせ」の内容を確認し、戸籍住民課にお問い合わせください。所定の手続きが必要となります。

手続きをされない方については、実施日以降の本籍が「お知らせ」のとおり
に書き換わります。

字名改正証明書(住所および本籍)の取得について

発行場所	帯広市役所 1階戸籍住民課 帯広駅分室 大正支所、川西支所	11月25日(火)より 取得可能です
	各コミュニティセンター	11月26日(水)より 取得可能です
必要なもの	・窓口に来られる方の身分証明証 ・窓口で旧住所か新住所の記載が必要です、 ご注意ください	代理の方でも 申請できます
受付日・時間	帯広市役所 1階戸籍住民課 大正支所、川西支所	平日8時45分から 17時30分
	帯広駅分室	月～土(祝日を除く) の9時から17時
	各コミュニティセンター	火・日・祝を除く 9時から17時

- * 証明書は無料です。
- * 住所の証明と、本籍の証明は別ですので、申請の際にお申し付けください。
- * 年末年始(12月27日から1月4日)はお休みです。

乳幼児等医療費受給者証、ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの方へ

住所変更手続きをされる場合

場所	帯広市役所 3階こども課
必要なもの	・乳幼児等(ひとり親家庭等)医療費受給者証 ・保険証 ・印鑑
受付日・時間	平日の8時45分から17時30分 年末年始(12月27日から1月4日)はお休みです

ご注意いただくこと

- この手続きは必ずしなければならないものではありません。
受給者証はそのままでもお使いいただけます。

お問い合わせ先 帯広市役所こども課 西5条南7丁目1 TEL:0155-65-4160

顔写真付き住民基本台帳カードをお持ちの方へ

顔写真付き住民基本台帳カードの住所変更(記載事項の変更)が必要です。

● 本人が来庁される場合

場 所	帯広市役所 1 階戸籍住民課 住基ネットの窓口
必 要 な も の	・ 顔写真付き住民基本台帳カード ・ 印鑑 ・ 身分証明証(運転免許証、保険証、パスポート、年金手帳等から 1 点)
受 付 日 ・ 時 間	平日の 9 時から 16 時 45 分 年末年始(12月27日から1月4日)はお休みです

● ご注意いただくこと

- ① 手続きの際には、4 桁の暗証番号が必要です。
- ② 暗証番号を忘れた際は、再設定することができます。
- ③ 顔写真付きではない住民基本台帳カードをお持ちの場合は、手続きの必要はありません。

● 代理人の方が来庁される場合

場 所	帯広市役所 1 階戸籍住民課 住基ネットの窓口
必 要 な も の	・ 本人の顔写真付き住民基本台帳カード ・ 本人の印鑑 ・ 本人の身分証明証(運転免許証、保険証、パスポート、年金手帳等から 1 点) ・ 代理人の印鑑 ・ 代理人の身分証明証(運転免許証、パスポート、 <u>顔写真付き住民基本台帳カードから 1 点、保険証、年金手帳等から 1 点の計 2 点</u> 必要です、ご注意ください)
受 付 日 ・ 時 間	平日の 9 時から 16 時 45 分 年末年始(12月27日から1月4日)はお休みです

● ご注意いただくこと

- ① 代理人の方が手続きされる場合は、一度申請を頂いたあと、照会書をご本人宛に送付します。照会書(署名、捺印、4 桁の暗証番号を記入したもの)を持参頂く 2 回目来庁時に記載事項の変更手続きができます。
- ② 暗証番号を忘れた際は、再設定することができます。
- ③ 顔写真付きではない住民基本台帳カードをお持ちの場合は、手続きの必要はありません。

お問い合わせ先

帯広市役所戸籍住民課住民記録係

西 5 条南 7 丁目 1 TEL:0155-65-4141

自動車運転免許証をお持ちの方へ

自動車運転免許証の住所が変更となる場合

場 所	帯広警察署 帯広運転免許試験場
必要なもの	・運転免許証 ・字名改正証明書(本籍も南町の場合、本籍地の字名改正証明書があれば合わせて変更手続きができます)
受付日・時間	平日の8時45分から17時 年末年始(12月27日から1月4日)はお休みです

ご注意ください

- ① 運転免許証の住所や本籍が変わった場合は、すみやかに記載事項変更の手続きをすることとなっていますので、お早めの手続きをお願いいたします。
- ② 本籍は免許証の表面に記載がありませんが、内蔵の IC チップにデータとして記録されています。
- ③ 本人以外の方がこの手続きをする場合は委任状が必要です。ただし、同じ場所に住む同姓のご家族であれば、委任状は不要です。
- ④ 世帯全員の手続きを同時に行う場合、それぞれの免許証及び本籍記載のある世帯全員の住民票(有料)1通があれば、免許証の本籍・住所変更ができます。
- ⑤ 市内の交番では、この手続きができませんので、ご了承ください。
- ⑥ 字名改正証明書は、現在の免許証の住所・本籍が改正前の住所・本籍と同じ場合にのみ証明資料として使うことができます。(詳しいことは運転免許試験場へお問い合わせください。)

お問い合わせ先 帯広運転免許試験場 西19条北2丁目1 TEL:0155-33-2470
帯広警察署 西1条北1丁目1 TEL:0155-25-0110

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、重度心身障害者医療費受給者証、自立支援医療受給者証をお持ちの方へ

住所変更手続きをされる場合

場 所	帯広市役所 1 階障害福祉課
必要なもの	・手帳または受給者証 ・印鑑
受付日・時間	平日の8時45分から17時30分 年末年始(12月27日から1月4日)はお休みです

ご注意ください

- ① この手続きは必ずしなければならないものではありません。
手帳はそのままでもお使いいただけます。
- ② 代理の方が手続きいただけます。

お問い合わせ先 帯広市役所障害福祉課 西5条南7丁目1 TEL:0155-65-4147

国民年金・厚生年金・特別障害給付金、その他の公的年金を受給している方・被保険者の方へ

● 国民年金・厚生年金を受給している方

ほとんどの方は、住所は自動で変更されますので手続きは不要です。
住民票コードを年金機構に登録していない、などの場合は自動変更されません。
来年以降に年金機構から届いたハガキの住所をご確認いただき、変更がされていない場合は年金事務所へお問い合わせください。

* 今年 1 月に配布しました、字名改正の手引きと内容が変わっています。ご了承ください。

● ご注意いただくこと

- ① 年内に届く郵便物は古い住所で届きます。 来年以降に届く通知書の住所が新しくなっていなければ、手続きが必要となります。
- ② 年金事務所で手続きをする場合でも、特に字名改正証明書等の新しい住所を証明する書類は必要ありません。
- ③ 共済年金など、その他公的年金給付機関については、各機関へお問い合わせください。
- ④ 受給されている年金・給付金ごとに手続きが必要です。

● 年金被保険者の方

年金の種類	手続き先	手続き方法など
国民年金 第 1 号被保険者	帯広市役所 1 階戸籍住民課 国民年金係	お手続きは不要です
厚生年金・共済組合 加入者及び 扶養されている方	勤務する職場の事業主	加入者・配偶者の事業主へ 「被保険者住所変更届」を 提出してください
その他の 公的年金受給者	各年金給付機関	各年金給付機関へお問い合わせ ください

● 特別障害給付金を受給されている方

年金事務所および市役所国民年金係にある変更届で、郵送により手続きできます。

お問い合わせ先

帯広年金事務所 西 1 条南 1 丁目 11-1 TEL:0155-65-5001
帯広市役所戸籍住民課国民年金係
西 5 条南 7 丁目 1 TEL:0155-65-4143

会社を経営している方、法人登記をしている方、 会社の役員になっている方へ

● 税に関する手続きについて

場 所	帯広税務署 十勝総合振興局課税課 帯広市役所 2 階市民税課
必 要 な も の	・ 異動届出書(用紙は上記 3 力所にあります) ・ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)写し ・ 代表者の印鑑

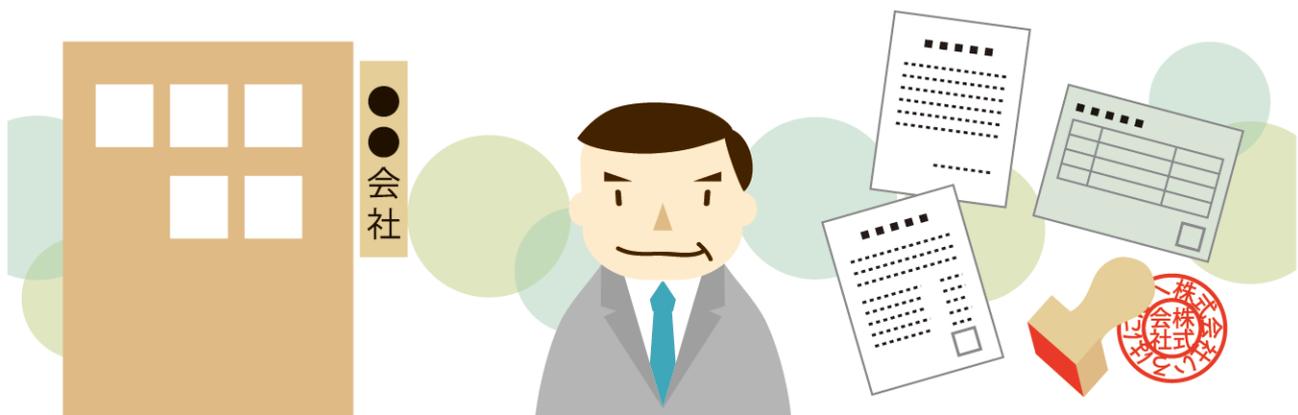
* 法務局での、住所変更登記完了後の手続きとなります。別冊「登記手続きについて」をご覧ください。

● ご注意いただくこと

- 1 法務局で住所変更登記が終わりましたら、履歴事項全部証明書(登記簿謄本)をお取りになり、その写しをご用意ください。
- 2 異動届出書は共通様式です。見本を 9 ページに載せましたので、ご参照ください。また、帯広市のホームページから様式をダウンロードできますのでご利用ください。(http://www.city.obihiro.hokkaido.jp)
- 3 郵送でも手続きできます。ただし、郵送料はご負担いただくこととなります。
- 4 窓口に来られる場合、代理の方でもかまいません。委任状も必要ありません。

お問い合わせ先

帯広税務署	西 5 条南 6 丁目 1	TEL:0155-24-5161
十勝総合振興局課税課	東 3 条南 3 丁目	TEL:0155-27-8505
帯広市役所市民税課	西 5 条南 7 丁目 1	TEL:0155-65-4119



異 動 届 出 書

付
受 印

※整理（法人）番号	
※連結グループ整理番号	

平成 年 月 日 税 務 署 長 総 合 振 興 局 長 殿 (振興局長・札幌道税事務所長) 市 町 村 長 次の事項について異動したので 届け出ます。	(ふりがな)			
	法 人 名			
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	ビル名等	
	納 税 地	〒	電話 () -	
	(ふりがな)			
	代 表 者 氏 名	〒	㊟	
代 表 者 住 所	〒	電話 () -		
送付先・連絡先	〒	ビル名等		
		〒	電話 () -	

(注) 連結親法人が 連結子法人の異動 を届け出る場合の 連結子法人の状況	(ふりがな)	納 税 地 (本店又は主たる 事務所の所在地)	〒	(局 署)	電話 () -
	法 人 名				
	(ふりがな)	代 表 者 住 所	〒		
	代 表 者 氏 名				

異動事項等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日 (登記年月日)
			(. .) (. .)
			(. .) (. .)
			(. .) (. .)
所轄税務署	税 務 署	税 務 署	/

(注) 事業年度を 変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日～(至)平成 年 月 日
---------------------	------------------------------------

(注) 本店等所在地 の変更の場合	「異動前」の本店等は、事務所・事業所として（存続・廃止）する。
----------------------	---------------------------------

合併等区分		分割 法人 区分	<input type="checkbox"/> 分割法人（本店） <input type="checkbox"/> 分割法人（支店） <input type="checkbox"/> 非分割法人	添付した書類	1 登記事項証明書（履歴事項全部証明書又は履歴 事項一部証明書）又は登記簿謄本若しくは抄本 2 定款等の写し 3 合併契約書の写し 4 分割計画書又は分割契約書の写し 5 その他 ()
合 併	<input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> 非適格				
備考					

税理士署名押印	㊟	事務所所在地	〒	電話 () -
---------	---	--------	---	----------

※税務署処理欄	部 門	決算期	業種番号	入力	名簿
---------	-----	-----	------	----	----

※北海道・市町村 処 理 欄	法人名簿	入力帳表	処理結果表
-------------------	------	------	-------

提出用

※届出については、それぞれの機関へ提出してください。

(国税局・北海道・市町村統一様式)

その他、住所の届出が必要な方へ

国民健康保険被保険者証、
後期高齢者医療被保険
者証以外の保険証を
お持ちの方へ

それぞれご加入の保険組合などにご確認ください。
場合により、再交付申請が必要です。

各種銀行の預金口座、
生命保険等の保険証券、
クレジットカードなどを
お持ちの方へ

お取引銀行、各保険会社、信販会社によって取り扱
いがちがいますので、それぞれご確認ください。

病院の診察券を
お持ちの方へ

病院によって対応がちがいますが、保険証の書き換
え後、最初の診察日に窓口でご確認ください。

プロパンガス、
灯油をお使いの方へ

燃料会社によって対応がちがいますので、契約され
ている会社にご確認ください。

携帯電話をお使いの方へ

契約されている会社にご確認ください。

* NHK・NTT・北海道電力・十勝地区トラック協会(宅配便など)に対しては、帯
広市から情報提供していますので手続きは不要です。



Q&A：よくある質問

証明書について

● 一度に何人分でも何枚でも取れるのか？

はい。ほしい分だけお取りいただけます。

ただし、人数・枚数が増えれば時間が掛かる場合がありますのでご了承ください。

証明書は 1 人につき 1 枚発行されるため、家族全員のものを取る場合、枚数も家族の人数と同じになります。

● 窓口で必要なものは？代理人でももらえるの？

窓口に来られるお客様の本人確認書類(運転免許証など)が必要です。

新しい住所か古い住所を記入していただくので、準備をお願いします。

代理人でも取得できます。委任状は不要です。

● 証明書の有効期限は？

市では有効期限は定めておりません。

証明書の提出先によっては、証明書の発行日からの期限を定めている場合もあります。

● 何年たっても証明書は取得できるの？

はい、期限はありませんので何年後でも取得可能です。

郵便について

● 郵便はちゃんと届くのか？

市から情報提供を行い、誤配や遅配がないようにしています。

みなさまが住所変更の手続きをする必要はありません。

● 前の住所でも郵便は届くのか？

今後も新・旧どちらの住所でも配達されます。

運転免許証について

● 免許証の住所書き換えはいつでもいいのか？

免許証の住所や本籍が変わった場合は、すみやかに記載事項変更の届出をすることとなっています。

● 本籍の記載がないが、変更が必要か？

免許証に内蔵されている IC チップに本籍地情報が登録されています。

戸籍住民課で無料で発行される「本籍地の字名改正証明書」と免許証があれば、変更手続きが可能です。(ただし、免許証の本籍が字名改正前の本籍と同一の場合に限ります。それ以外の場合は本籍記載のある住民票(有料)が必要です。)

● 家族の分をまとめて変更できるのか？

同一住所で苗字が同じご家族であれば、代表者がまとめて申請することができます。
字名改正証明書は全員分をご用意ください。

登記について

● すぐに手続きをしないといけないのか？

急ぐ必要はありません。実施日以降のご都合の良い時に法務局で手続きをしてください。

● 費用はかかるのか？

字名改正証明書を添えて、ご自分で手続きすれば、費用はかかりません。
申請書の見本は「登記手続きについて」にありますのでご参照ください。

● もっている土地の数だけ変更登記が必要か？

所有している土地の一覧を添付して頂ければ、申請書と字名改正証明書は一枚で登記手続きができます。

● 手続きに必要な書類は？

「登記手続きについて」に必要な書類と申請書の記載例があります。ご確認ください。

代理の方が手続きを行う場合、委任状が必要です。
（「登記手続きについて」に記載例があります）

● 住所変更しないと所有権移転もできないのか？

売買などにともなう所有権移転登記の場合、登記簿上の所有者住所と所有者の印鑑証明書の住所が一致していなければ手続きができません。

印鑑証明書の住所は自動的に変更されていますので、登記簿上の所有者住所も新しい住所に変更する必要があります。

所有権移転登記の手続きと同時にすることもできます。

その他

● 障害者手帳は市役所に行かないと手続きできないのか？

変更手続きしなくても、そのままお使いいただくことはできます。
市役所内の障害福祉課窓口にて変更手続きをお受けしています。

● 小中学校に連絡は必要か？

教育委員会にはこちらから報告をするので、手続きは不要です。

● 新住所の電話帳の配布時期は？

ハローページ、タウンページ共に6月に配布予定です。
それまでは旧住所のままとなります、ご了承ください。